

1. 支え合う安心・安全なまちづくり

1-1 人権の尊重

1-2 社会保障の充実

1-3 暮らしの安心・安全確保

1. 支え合う安心・安全なまちづくり

1-1. 人権の尊重

1-1-1. 人権・男女共同・平和

●自治振興課・男女共同参画課・人権推進課・社会福祉課・こども支援課・保育課・生涯学習課・指導課

現況と課題

人権に関する正しい知識を習得するため、幼少期からの段階的な人権教育が必要です。また、主に成人を対象とした人権教育は、さまざまな人権課題を視野に入れ、人権研修会への参加対象の拡大など、より一層の充実が求められています。☞施策1)へ

子ども達のいじめや犯罪行為、大人による児童虐待、女性に対する暴力が社会問題化しており、その要因の多くが乳幼児期に形成されるとの指摘もあります。保育所では、家庭や地域と連携し、豊かな人間性を持った子どもを育てるため、人権保育を推進する必要があります。☞施策1)・3)へ

同和問題については、環境改善の面で大きな成果を上げてきましたが、今なお差別事象が発生するなど、差別意識の解消という面で課題を残しています。問題を正しく理解するための効果的な教育と啓発が課題です。☞施策2)へ

非正規雇用者や格差社会の労働に関する問題、インターネット上での人権侵害など、社会情勢の変化に伴う新たな人権問題が発生しています。これらの問題に的確に対応するため、教育・啓発はもとより、相談・支援体制の充実が求められています。☞施策1)・3)へ

男女共同参画社会の形成は、男女平等の意識の向上や社会における男女の格差是正、政策方針決定過程の女性の参画など、まだ十分に進んでいないのが現状であり、さらなる取り組みが求められています。☞施策4)・5)へ

配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。問題解決に向けて、若年層からの意識啓発、相談体制の充実、被害者の保護・支援などの取り組みが求められています。☞施策6)へ

戦争体験者などが減少し、戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代に語り継ぐことが困難になっていますが、本市では昭和60年の「上尾市非核平和都市宣言」に基づき、今後も継続して非核平和の推進と平和教育について啓発活動を実施していく必要があります。☞施策7)へ

関連計画

上尾市人権施策推進指針(平成15年度～)
上尾市人権教育推進プラン(平成18年度～)
上尾市人権保育基本方針(平成19年度～)
上尾市次世代育成支援行動計画(後期計画)(平成22～26年度)
第2次上尾市男女共同参画計画(平成23～32年度)



基本方針

人権尊重の理念を、人権教育・人権啓発により普及させるとともに、人権問題に関する相談支援を進めます。また、あらゆる場面で男女が対等な立場で参画できる社会とするための意識づくりとともに、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)、配偶者等からの暴力の根絶に向けた取り組みを進めます。同時に、非核平和意識の啓発に継続的に取り組みます。



施策内容	1)人権教育・人権啓発	<p>幼少期からの段階的な人権教育(保育)を推進するとともに、主に成人を対象とした人権研修の充実を図ります。</p> <p>人権教育の拠点施設である人権教育集会所の事業や施設の充実を図ります。</p> <p>さまざまな人権問題について理解と認識を深め、人権尊重の理念を普及させるため、あらゆる機会を通して人権啓発を推進します。</p>
	2)同和行政の推進	<p>同和問題の早期解決を目指し、差別意識や偏見を解消するための啓発を継続的に進めます。</p> <p>残された環境改善事業の課題に取り組みます。</p>
	3)相談支援の推進	<p>さまざまな人権問題の解決に向けて、啓発や交流の機会を通して相談窓口の周知を図ります。また、国や県の機関や人権擁護委員、人権にかかわる市民団体などと連携し、相談支援を推進します。</p>
	4)男女共同参画の意識向上とシステムづくり	<p>市民一人ひとりが男女共同参画についての正しい知識を持ち、男女が共に個性や能力を発揮するために、家庭、地域、学校、職場などでの意識づくりを推進します。とりわけ、職場においては、セクシュアル・ハラスメントの根絶に向けた必要な普及・啓発活動を促進します。</p> <p>社会のあらゆる分野において、男女が対等な立場で政策・方針決定過程の場に参画できる社会づくりを推進します。</p>
	5)男女の自立を支援する環境づくり	<p>男女が互いの性を理解・尊重し、相手に対する思いやりを持つことが重要であり、特に女性は、男性とは異なる健康上の問題に直面することから、<u>ライフステージ</u> に応じた健康支援を推進します。</p> <p>男女が共に家庭生活と仕事を両立でき、個性と能力を発揮して、健康で豊かな生活を送ることができるよう、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進に取り組みます。</p>
	6)配偶者等からの暴力の根絶に向けた社会づくり	<p>暴力を許さない意識の醸成に向けた取り組みを推進し、また、被害者などへの支援体制の充実を図ります。</p>
	7)平和の啓発	<p>平和の大切さや戦争の悲惨さを再認識し、二度と同じ過ち、悲しみを繰り返さないよう、世界的な非核平和意識の啓発を促進します。</p> <p>遺族会会員の関係事業への参加、国や県、市が開催する戦没者追悼式などへの市民の参加を促進します。</p>



主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業	
		あげおヒューマンライツミーティング 21		人権教育推進事業	
		人権教育集会所管理事業		人権教育集会所運営事業	
		戦没者追悼式		男女平等意識啓発事業	
		女性のための相談体制充実事業		人権保育推進事業	
		非核平和事業			

用語

ドメスティック・バイオレンス/ワーク・ライフ・バランス/ライフステージ ⇒用語解説(P160～P173)へ

1. 支え合う安心・安全なまちづくり

1-2. 社会保障の充実

1-2-1. 生活福祉

社会福祉課

現況と課題

自立助長のため、社会福祉協議会が資金の貸し付けを実施していますが、返済が滞る事例も生じています。☞施策1)へ

雇用状況の変化により派遣切りなどが行われ、失業者の増大や就職に難航する事例が増えています。このため、就労支援相談等を充実させていますが、生活保護世帯の増加傾向が続いています。☞施策2)へ

生活保護受給者が、経済的な困窮に加え多重債務に陥っている場合が多い状況です。最低限の生活を保障するに当たり、債務整理が重要な課題です。☞施策3)へ

■生活保護受給状況（各年度3月31日現在）

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
被保護世帯		611	666	763	826	908	1043
被保護人員		916	985	1,119	1,192	1,320	1,506
世帯 類型	高齢	260	280	323	358	389	432
	母子	59	62	67	68	86	95
	傷病・障害	235	259	287	306	306	319
	その他	57	65	86	94	127	197
市保護率%		4.1	4.4	5.0	5.3	5.8	6.6
県保護率% (年平均)		6.9	7.2	7.5	7.6	8.0	9.3

※%（パーミル）は、1000分の1を1とする単位（千分率）



基本方針

上尾市社会福祉協議会と情報交換・連携を強め、支援の充実を目指します。生活保護制度は、その適切な運用により、特に就労意欲のある者の支援による自立の促進を図るとともに、受給者の生活の向上を支援します。



施策内容	1)低所得者及び離職者への支援	他の資金から借入れが困難な低所得者などに対して、上尾市社会福祉協議会が生活福祉資金の貸し付けを行っており、これらの関連情報を提供していきます。 住宅手当緊急特別措置事業と総合支援資金の制度を活用し、対象者の負担軽減を図ります。
	2)生活保護受給者の就労支援	生活保護受給者のうち就労意欲のある人に対し、就労支援員を配置し、就労による自立の促進を図ります。 生活保護受給者のうち就労意欲のある障害者に対しては、就労を支援するプログラムを策定し、障害者就労支援センターとの連携による障害者の就労の支援を図ります。
	3)生活保護受給者の債務整理の支援	生活保護受給者のうち、多重債務を抱えている人に対し、債務整理を支援するプログラムを策定し、消費生活センターと連携しながら債務整理を進め、受給者の生活の向上を図ります。



主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業	
		就労支援プログラム		生活保護法に基づく被保護者である障害者に係るプログラム	
		住宅手当緊急特別措置事業			

1. 支え合う安心・安全なまちづくり

1-2. 社会保障の充実

1-2-2. 高齢者福祉

●高齢介護課

現況と課題

高齢者の生きがいづくりの場として、いきいきクラブやだんらんの家、シルバー人材センターなどがありますが、今後高齢者の増加や価値観の多様化に伴い、新たな活動の場や生きがいづくりが求められています。☞施策1)へ

介護予防事業として、アップー元気体操を市民ボランティアが運営し、市内56か所で展開しています。今後は、介護認定率の増加抑制のために、高齢者の増加にあわせた市民ボランティアの育成と会場の確保が課題となります。☞施策2)へ

在宅の高齢者支援として、居宅改善整備費の支給や配食サービス、紙おむつの給付、徘徊探索サービス、緊急通報システム、要介護者慰労金・手当の支給などを実施していますが、今後は介護保険制度との相乗効果を一層図る必要があります。☞施策3)・4)へ

市内9か所の地域包括支援センターでは、相談体制の充実を図り、介護保険、介護サービスに関することや高齢者福祉サービス、高齢者の虐待などの総合的な相談にも応じています。☞施策5)へ

関連計画

第4期上尾市高齢者福祉計画・上尾市介護保険事業計画(平成21～23年度)



アップー元気体操



基本方針

高齢者が健康で生きがいを持って生活できるよう、就労・社会参加を支援するとともに、市民と力を合わせた介護予防の取り組みや、在宅生活が困難な高齢者の援護も含め、高齢者を地域社会全体で支える共助の仕組みづくりを進めます。また、高齢者が各種サービスを円滑に利用できるよう相談・支援体制の充実を図ります。



施策内容	1)高齢者の生きがいづくり	高齢者が、自主的・主体的に社会参加し、生涯学習活動などを行えるように支援します。 高齢者の就労機会の拡充や社会参加活動の受け皿として、シルバー人材センターとの連携を図ります。
	2)介護予防の推進	高齢者がいつまでも生き生きと暮らしていけることを目指し、市民全体の協力(介護予防ボランティア等)を得ながら、各種介護予防サービスの充実を図ります。
	3)高齢者の在宅生活支援	高齢者が、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らしていけるように支援します。地域のコミュニティを活かし共助の活動を推進します。 高齢者を地域社会全体で支えるため、地域包括支援センターを中心としたネットワークの構築を推進します。
	4)高齢者の生活支援	経済的事情や虐待などの理由により、在宅での生活が困難な高齢者を支援します。
	5)相談体制の充実	介護保険サービスや高齢者福祉サービスの円滑な利用に向け、身近なところで苦情、保健や福祉に関する相談ができ、適切な支援が受けられる体制の充実を図ります。



主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
	いきいきクラブ連合会活動費補助事業		シルバー人材センター運営補助事業	
	配食サービス事業		要介護高齢者等手当・介護者慰労金支給事業	
	アッピー元気体操		脳の健康教室	
	総合相談支援・権利擁護事業			

■要支援度・要介護度の認定者数(人)

心身の機能や状態に応じて、「要支援 1~2」、「要介護 1~5」に分けて認定し、介護サービスや保険の限度額が決まる。数値が高いほど介護が必要な状態となる。

	実績値			推計値				
	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
要支援 1	233	274	356	399	333	351	369	388
要支援 2	455	541	560	633	659	694	730	766
要介護 1	1,260	1,188	1,227	1,306	1,445	1,522	1,602	1,680
要介護 2	983	1,019	1,058	1,093	1,239	1,306	1,374	1,441
要介護 3	728	806	839	879	980	1,033	1,087	1,140
要介護 4	667	686	751	749	834	879	925	970
要介護 5	519	463	476	548	563	593	624	655
合計	4,845	4,977	5,267	5,607	6,053	6,378	6,711	7,040
認定率	12.0%	11.6%	11.7%	12.0%	12.3%	12.4%	12.6%	12.7%

平成 19 年から平成 22 年は、各年 10 月 1 日現在の実績値、平成 23 年以降は、推計値。

※第 2 号被保険者の認定者を含む。

※認定率=要介護(要支援)認定者数÷高齢者人口

用語 地域包括支援センター ⇒用語解説(P160~P173)へ

1. 支え合う安心・安全なまちづくり

1-2. 社会保障の充実

1-2-3. 障害者福祉

●乳幼児相談センター・障害福祉課・つくし学園・健康推進課

現況と課題

高齢化社会の進展や生活習慣病患者の増加などにより、障害者手帳所持者が増えています。一方で、障害の特性について理解が不足しているため、その啓発が必要とされています。☞施策1)へ

発達の遅れや多動など、行動に問題のある乳幼児の早期発見・早期療育が求められています。また療育を必要とする人の障害が重度化、重複化する傾向にあり、これらに対応できる施設と専門的な人材の確保・育成が必要です。☞施策2)へ

平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、障害者がさまざまな福祉サービスを主体的に選択できるようになりましたが、制度改正など国の動向を注視していく必要があります。☞施策3)・4)・5)へ

重度心身障害者へ医療費の支援を行っており、引き続き支援をしていく必要があります。また障害があるために働けない人やその家族に対する経済的な支援(手当)をしており、今後も支援をしていく必要があります。☞施策3)・4)へ

障害の種別にかかわらず、地域で生活するための訓練も含めた支援が必要とされています。また、一般就労の支援を行うため、平成19年に上尾市障害者就労支援センターを設置しましたが、働く場が限られたり、事業者とさまざまな面で食い違いが生じるなど、職場定着が難しい状況です。☞施策4)・5)へ

関連計画

上尾市障害者支援計画(平成21～30年度)

基本方針

障害に関する正しい知識の普及・啓発により理解を深めるとともに、障害の早期発見、療育体制の充実、障害者の自立に向けた相談体制の強化を図ります。また、障害者の地域生活を支援するため、必要なサービス提供や施設整備、社会参加の支援、就労機会の拡大への取り組みを進めます。



施策内容	1)相互理解の推進	イベントなどの活動を通じ、障害に関する正しい知識を広く社会へ伝えます。 精神障害をはじめ、発達障害や高次脳機能障害等も含めた障害に対する誤解・偏見・無理解を解消するなど、障害に関する正しい認識の普及・啓発を促進します。
	2)療育体制の整備	発達に心配のある乳幼児の相談及び機能訓練を行うことにより専門性の高い援助を提供します。 病院などからの連絡により家庭訪問を実施し、 <u>ハイリスク児</u> の早期養育支援を行います。 乳幼児健康診査の受診率をさらに高め、障害の早期発見に努めます。
	3)相談支援体制の充実	さまざまな福祉サ - ビスの利用や自立のために、障害者生活支援センターによる相談体制の機能強化を図ります。 住み慣れた地域で暮らすことを支える地域自立支援協議会など、地域ネットワークづくりを支援します。
	4)地域生活の支援	在宅障害者に必要なサービス提供体制のさらなる充実を図ります。 障害者の生活支援に必要な施設整備を図るとともに、日中活動の場や、住まいの場を確保し、社会参加を支援します。
	5)就労の支援	事業主に働き掛け、障害者雇用の創出を進めます。また、障害者の就労機会の拡大や職場定着を図るため、障害者就労支援センターを核とした支援を推進します。 多様な働き方と授産製品の販路拡大を支援します。



主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
	ふれあい広場補助事業		重度障害者居宅改善・難病患者等支援事業	
	地域生活支援事業		障害者就労支援センター運営補助事業	
	障害福祉サ - ビス事業所運営補助事業		親子訪問指導	
	乳幼児健康診査		乳幼児継続相談(親子教室)	

1. 支え合う安心・安全なまちづくり

1-2. 社会保障の充実

1-2-4. 健康

健康推進課

現況と課題

地域の健康づくり活動の拠点として(仮称)東保健センターの整備を進めます。市民の健康づくり活動の支援とともに、各種健(検)診の受診率向上や生活習慣病予防など市民一人ひとりの健康に対する啓発が必要です。☞施策1)へ

市民の心身の健康保持及び増進を図ることを目的とし、健康プラザわくわくランドが運営されています。また、平成21年度に「上尾市健康増進計画」を策定しました。今後は、地域住民の健康づくりの取り組みを支援するため計画に基づいた対策の実践が必要です。☞施策1)へ

平成21年度に広域的な感染症対策として、「上尾市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定しました。また、予防接種は、感染流行の防止に大きな成果を上げています。近年、各種疾病のワクチンが開発・承認され、その効果が認められているため、接種費助成が求められています。☞施策2)へ

ストレス社会の進行に伴い、精神疾患の患者が増えています。疾病に対する正しい理解と啓発、支援が必要とされています。また社会環境の変化や経済の停滞に伴い自殺者が増加しています。自殺予防対策の普及・啓発及び相談支援体制の充実が必要となっています。☞施策3)へ

医療機関などの協力により、平日夜間・休日急患診療所による第一次救急、県央圏内の救急医療機関による第二次救急医療体制は整いつつありますが、小児科医が慢性的に不足しており、医師の確保が難しい状況です。また、平日夜間・休日急患診療所の時間延長についても課題です。☞施策4)へ

- 地域の中核的な医療機関の病院内容の変更は、地域住民の受診機会に大きな影響を与えています。☞施策4)へ

関連計画

上尾市障害者支援計画(平成21～30年度)

上尾市新型インフルエンザ対策行動計画(平成21年度～)

上尾市健康増進計画(平成22～31年度)



基本方針

地域での健康づくり活動の拠点機能を整備充実させ、市民一人ひとりの健康づくり、健康管理を支援していきます。また、予防衛生に関する情報提供や予防接種等の感染症予防対策、自殺予防対策などにも積極的に取り組みます。地域医療については、埼玉県地域保健医療計画に基づき県や市医師会などと調整しながら、適切な医療を提供できるように努めるとともに、救急医療体制や平日夜間・休日の急患診療体制を強化します。



施策内容	1)健康づくり活動の充実	<p>現在の保健センターに加えて、地域の健康づくり活動の拠点として、市民が利用しやすい(仮称)東保健センターを整備します。また、健康プラザわくわくランドのサービス内容の充実と、施設のPRを行います。</p> <p>地域、学校、職場、行政、関係機関が一体となって、食育を推進し食育計画を策定します。</p> <p>一人ひとりに合った方法で身体を動かす習慣を身に付ける機会を充実します。</p> <p>自分自身や家族の健康状態に関心を持ち、健(検)診を積極的に受け、健康管理ができるよう支援します。また、歯の健康、飲酒や喫煙の知識を広めることやがん健診などの受診率向上を図ります。</p>
	2)感染症等予防対策	<p>新型インフルエンザなどの感染症が大規模に発生した場合には、「上尾市新型インフルエンザ行動計画」に基づき、迅速に対応します。</p> <p>予防衛生思想の普及や予防接種医療情報、実施医療機関の情報提供に努めます。</p> <p>予防接種費の自己負担軽減を検討し、また予防接種の接種率向上に努めます。</p>
	3)自殺予防対策	<p>市民一人ひとりが互いの自殺予防のための行動(気づき、つながり、見守り等)ができるよう、広報、啓発に努めます。</p> <p>自殺予防のため、うつ病の早期発見、早期治療を推進します。</p> <p>自殺を考える人や自殺未遂者など自殺の危険が高い人に対し、適切な対応、支援を行う人材を養成します。</p>
	4)地域医療の充実	<p>夜間、休日の急患の医療体制として、平日夜間及び休日急患診療体制を充実します。</p> <p>第二次救急医療体制(小児を含む)について、埼玉県県央医療圏管内の4市1町(上尾市、鴻巣市、桶川市、北本市、伊奈町)の行政、医師会、医療機関、消防、保健所で構成する協議会で検討し、充実を図ります。</p> <p>救急時の医療体制について、消防、救急医療機関及び医師会の協力を得て充実を図ります。</p> <p>医療需要の変化に対応し、適切な医療を提供できるように市医師会や関係機関などと調整していきます。</p> <p>医療連携体制の推進のため、日常的な健康相談、一次的医療を行い、総合的・包括的に患者の健康を管理する「かかりつけ医」の推奨を図ります。</p>



主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
		健康増進事業		健康あげおいきいきプラン推進事業
	自殺予防対策事業			

1. 支え合う安心・安全なまちづくり

1-2. 社会保障の充実

1-2-5. 社会保険

●高齢介護課・保険年金課

現況と課題

高齢者人口の増加により、介護保険サービス費が毎年増加し、市の財政を圧迫しています。負担と給付の適正化を図ります。☞施策1)へ

国民年金制度への理解を深めるため、パンフレットによる周知を図るとともに、納付の勧奨と指導を行っています。制度のさらなる周知のため、周知方法と内容の充実が必要とされています。☞施策2)へ

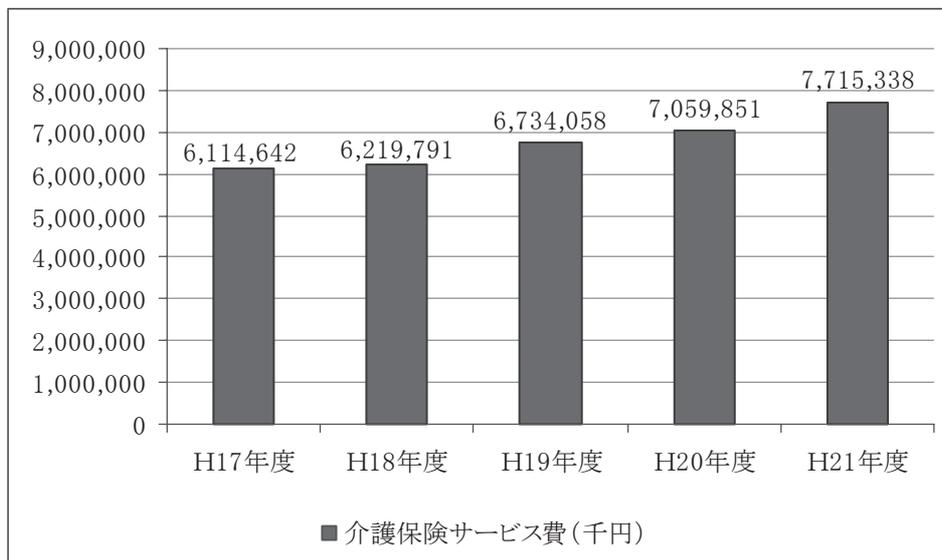
国民健康保険制度は、加入の手続きなどについて、パンフレットやホームページにより周知を図っていますが、医療保険の二重加入や未届け者が生じており、さらに制度の周知を図る必要があります。また、給付に見合う税率等の改正についても検討していく必要があります。☞施策3)へ

増大する高齢者の医療費を国民全体で支え、国民皆保険を将来にわたって維持することを目的に平成20年4月から後期高齢者医療制度が施行されましたが、国においては、この制度を廃止し、具体的な制度設計の議論を進め、平成25年4月から新しい高齢者医療制度を施行するとしています。☞施策4)へ

関連計画

第4期上尾市高齢者福祉計画・上尾市介護保険事業計画(平成21～23年度)

■介護保険サービス費の推移



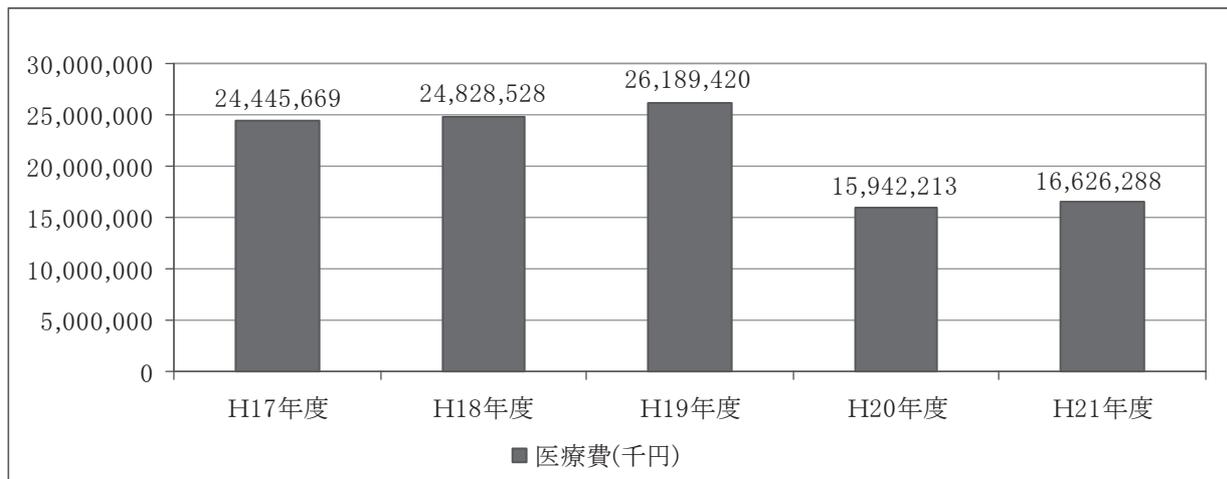
基本方針

介護保険制度は、サービスの質の確保や給付の適正化などによる充実を図り、国民年金制度はその円滑な運営と広報の推進に努めます。国民健康保健制度、後期高齢者医療制度は、制度の動向に的確に対応しながら、健全かつ円滑な運営を図ります。

施策内容	1)介護保険サービスの充実	介護保険制度については、引き続き介護サービスの質を確保するとともに、給付の適正化を実施します。 介護保険制度の理解を得るために、広報誌やパンフレットなどによる情報提供に努めます。
	2)国民年金制度の円滑運営	国民年金相談員等による相談体制の充実を図り、制度の円滑な運営に努めます。 国民年金制度の理解を得るために、広報誌やパンフレットなどによる情報提供に努めます。
	3)国民健康保険の円滑運営	国の制度や医療費の動向を的確に把握し、それに見合う保険税率の改定を行うなど健全な財政運営を行います。高齢者医療制度の動向を注視しながら、円滑に運営していきます。
	4)後期高齢者医療制度への対応	後期高齢者医療制度については、国による法制度の改廃や新たな制度設計などの動向を見極めながら、的確な対応を図ります。

主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
	介護保険給付事業		国民年金相談事業	
	国民年金啓発事業		コンピュータシステムの改修	
	新制度に対する市民周知		国民健康保険管理運営事業	

■国民健康保険医療費の推移



	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
国民健康保険被保険者(人)	75,391	76,121	75,880	62,833	63,192
一人あたり医療費(円)	324,252	326,172	345,143	253,724	263,107

*平成20年度から、老人保健制度に代わり75歳以上の方や一定の障害のある65歳から74歳までの方は後期高齢者医療制度に移っている。

1. 支え合う安心・安全なまちづくり

1-3. 暮らしの安心・安全確保

1-3-1. 交通安全

●市民安全課

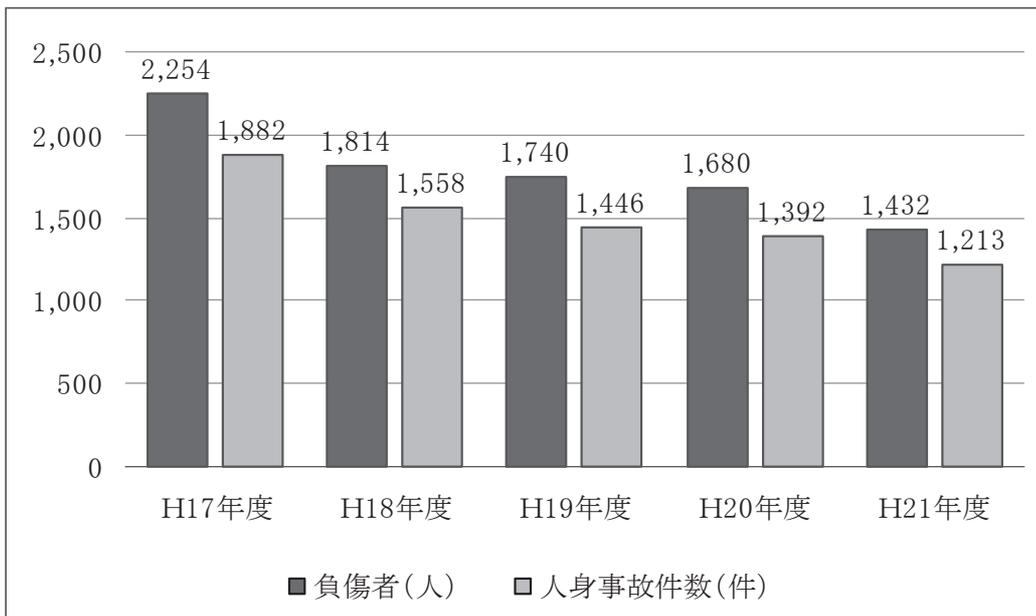
現況と課題

道路照明灯・道路反射鏡(カーブミラー)・区画線標示などの交通安全施設の整備は、交通事故対策に一定の効果을上げており、重要な取り組みであるため、今後も進めていく必要があります。☞施策1)へ

信号機・横断歩道・停止線などの設置や変更は、毎年多くの要望が寄せられおり、設置主体である警察や公安委員会に対し設置の要望をしています。☞施策1)へ

交通弱者である子どもたちや高齢者を交通事故から守るため、幼稚園・小学校での交通安全教室や老人福祉施設での交通安全講習会を実施しています。今後も、交通事故撲滅のために交通安全母の会などの交通安全協力団体との連携を強化しながら、子どもたちや高齢者をはじめとする市民の交通安全意識の高揚を図り、交通事故防止に取り組んでいく必要があります。☞施策2)へ

■交通事故発生状況（上尾市内）



[上尾警察署調べ]

基本方針

交通安全施設の整備・拡充などにより交通環境の改善を目指すとともに、幼児から高齢者まで、さまざまな市民への交通安全教育、意識啓発を進めます。

施策内容	1) 交通環境の整備・充実	道路照明灯・道路反射鏡・区画線標示などの交通安全施設の整備・拡充を図ります。 信号機や横断歩道、一時停止などの交通規制については、関係機関と連携して整備・充実を図ります。
	2) 交通安全思想の普及	学校教育の場などを有効に活用し、幼児や児童、高齢者等の交通弱者を対象に交通安全教育を推進します。 交通安全協力団体等との連携を強化し、広報活動などを通じて交通安全意識の普及・啓発を支援します。

主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
	交通安全施設整備・管理事業		交通安全教室の実施	
	交通安全協力団体との連携	○	交通安全講習会の実施	



交通安全教室

1. 支え合う安心・安全なまちづくり

1-3. 暮らしの安心・安全確保

1-3-2. 防災・国民保護

●市民安全課・まちづくり計画課・建築指導課

現況と課題

建築物の耐震診断や耐震改修に取り組んでいますが、十分に進んでいないのが現状です。耐震診断と耐震改修の補助制度の利用促進を図り、「上尾市建築物耐震改修促進計画」を着実に実行することが求められています。☞施策1)へ

市街化区域内は既に屋根や外壁の防火性能規制が適用されていますが、さらなる安心・安全な街づくり及び良好な居住環境構築のため、市街化区域全域に防火地域及び準防火地域を指定することが必要とされています。☞施策1)へ

平成19年度に「上尾市地域防災計画」を見直し、新たに想定避難者数の増加と避難所の不足が明らかになりました。また、災害時に必要となる非常用食料などの備蓄や防災用資機材等の確保が課題です。☞施策2)へ

他市町村や民間団体との災害時応援協定の締結の拡大が必要であるほか、協定締結後の関係強化も重要な課題です。また、年1回実施している総合防災訓練についても、課題などを明らかにしたうえで、実情に応じた訓練に見直ししていく必要があります。☞施策2)へ

防災行政無線などの通信設備・機器等を整備し、災害時の迅速かつ確かな情報収集・伝達の体制を整えることが課題です。☞施策3)へ

災害時の共助の組織である自主防災組織については、これまで設立に重点を置いていましたが、今後は組織の育成が課題です。また、自主防災組織を中心とした関係団体間の連携強化も求められています。☞施策4)へ

災害による被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりが防災に関する正しい知識と技術を習得し、高い防災意識を持つことが重要です。防災に関する情報の効果的な提供方法の確立と、防災意識の高揚が求められています。☞施策5)へ

万が一、武力攻撃事態やテロなどが発生した場合、市は、市民への警報の伝達や避難誘導、避難住民の救援等を円滑に行う責務があります。今後は、「上尾市国民保護計画」に基づき、訓練等を通じて実効性を検証する必要があります。☞施策6)へ

関連計画

上尾市建築物耐震改修促進計画(平成20～27年度)
上尾市地域防災計画(平成20年度～)
上尾市国民保護計画(平成23年度～)

基本方針

不慮の災害に備え、土地建物への規制や必要な施設整備を図り、災害に強いまちづくりを進めます。特に、避難所等の防災拠点、防災装備・資機材、情報ネットワークなどを含む総合的な防災体制の強化を進めます。同時に、自主防災組織の育成や活動支援、防災・危機管理意識の高揚・啓発により市民の防災力を高めるとともに、国民保護実施体制の整備を進めます。



施策内容	1)災害に強いまちづくりの推進	防火・準防火地域の指定拡大、建物等の耐震・不燃化、避難所の確保、避難路・緑地・水路の整備を、関連部署相互の連携により進め、災害に強い都市構造の実現を目指します。 地域での防災活動拠点となる支所や避難所等の耐震化の整備・拡充を図り、国や県の目標値(耐震化率)を達成するよう努めます。
	2)防災体制の整備	大規模災害発生時の応急対策活動への対応措置として、非常用食糧等の備蓄をはじめ防災装備、資機材の充実を図ります。 災害時における相互援助を目的とした他市町村、民間団体などとの災害時応援協定等の支援策を充実します。 災害発生時に有効な防災活動ができるよう総合防災訓練実施し、消防署との連携強化とともに防災体制の整備に努めます。 市職員の非常参集体制を整備し、災害時、必要に応じた応急活動ができるよう定期的な訓練を実施し、防災関係機関との連携体制を強化します。 災害時の人道的支援体制については、災害ボランティアの受け入れ体制などを整備します。
	3)防災情報の収集と伝達	大規模災害時の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備します。 機動的な情報収集活動を行うため、画像による情報通信システム(ヘリコプターテレビ等)や防災行政無線などの通信設備機器の整備(デジタル化)を検討します。
	4)自主防災組織の育成、強化	大規模な災害が発生した直後、人命救助や初期消火活動などによる被害の軽減や二次的災害の防止活動が迅速かつ効果的に展開されるよう、自主防災組織を育成し、活動を支援します。 自主防災組織の質を向上させるため、リーダー養成研修を実施していきます。
	5)市民の防災能力の向上	<u>災害ハザードマップ</u> の活用などにより、地震をはじめ各種災害に対する知識の向上、防災意識の高揚、危機管理意識の啓発を図ります。 各地域において防災講演を行うほか、講演会などを実施します。
	6)国民保護実施体制の整備	万が一、武力攻撃事態などが発生した場合、「上尾市国民保護計画」に定められた事項を円滑に実行するため、訓練等を通じて実施体制の整備を進めます。



主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
	総合防災訓練実施事業		既存木造住宅耐震診断補助事業	
	災害時参集訓練実施事業		既存木造住宅耐震改修補助事業	
	避難所開設・運営訓練研修事業		防災行政無線整備事業	
	防災行政無線デジタル化整備事業		自主防災組織育成支援事業	
	防火地域及び準防火地域指定拡大		国民保護訓練実施事業	

用語 防火・準防火地域／武力攻撃事態／ヘリコプターテレビ／災害ハザードマップ ⇒用語解説(P160～P173)へ

1. 支え合う安心・安全なまちづくり

1-3. 暮らしの安心・安全確保

1-3-3. 消防

●消防本部総務課・予防課・警防課・指令課・東消防署管理課

現況と課題

消防力強化のため、平成20年1月に市域西側の防災拠点として西消防署を開署しました。これにより、1本部2署4分署体制となり、防災基盤が整備されたことで、「消防力の整備指針(消防庁告示)」に照らすと、署所数や消防車両は概ね基準に達しています。今後は、消防を取り巻く環境の変化に合わせ、施設や車両などの整備を進め、消防の広域連携を図る必要があります。(☞施策1)・2)・3)へ

消防水利の整備では、水利施設の不足箇所を解消するため、水道事業をはじめとする都市基盤整備事業や土地区画整理事業等と連携し、計画的に事業を推進しています。しかし、消防水利施設の老朽化も見られ、補修などの対応が課題です。(☞施策1)へ

現行の消防緊急通信指令システムは老朽化が進んでいます。多様化する災害に対応するため最新機材を導入し、平成28年の消防救急無線のデジタル化への移行も併せ機能強化を図る必要があります。(☞施策1)へ

火災予防業務では、住宅火災による被害を最小限に抑えるため、「住宅用火災警報器」の設置についての必要性や重要性を知らせています。また、防火対象物や危険物施設に対しては防火安全対策の指導に重点を置いています。今後については「住宅用火災警報器」全戸設置を目指して継続的な普及活動を推進させるとともに、防火対象物及び危険物施設の防火安全対策の徹底を図るため予防査察の強化が必要です。(☞施策4)へ

計画的な教育訓練により救急救命士を養成しています。今後も継続して増員を図り、各署所に適正配置することが必要です。(☞施策5)へ

消防機関のひとつである消防団の人員確保は、社会情勢や生活環境の変化により、近年難しくなっているのが現状です。今後についても、地域の実情に精通した消防団は、地域との密着性が高く、即時対応する防災の要であるため、消防団員の確保に積極的な取り組みが必要です。(☞施策6)へ



消防団による一斉放水訓練



基本方針

消防署所や水利施設の整備・充実により複雑多様化する災害への対応体制を強化し、大規模災害や特殊災害への対応能力を高めるとともに、救急業務の高度化への対応により救命率の向上を図ります。予防業務としては、防火安全対策の徹底の中で、住宅用火災警報器の普及を推進します。救急救命士の養成など人材の育成・能力向上に努めるとともに、消防団・自警消防団の活性化を促進します。



施策内容	1) 消防署所・施設等の整備	災害時の活動拠点となる各消防庁舎及び消防団車庫の耐震化等を含めた整備・充実を検討するとともに、複雑多様化する災害に対応するため無線通信システムのデジタル化や最新資機材の導入を積極的に進めます。消防水利(消火栓・防火水槽)を地域の実状に応じて整備します。
	2) 消防業務・活動の円滑化	大規模災害やNBC災害などの特殊災害を含め、さまざまな災害に対応するため、消防車両及び資機材の効果的な更新、配備、拡充を行います。災害活動部隊を効率的に運用するため指揮専門部隊を育成します。
	3) 救急業務の充実	医療機関等との連携強化及びメディカルコントロール体制の充実を図り、病院前救護体制における救急業務の質のさらなる向上を目指します。救急業務の高度化に対応するため、高度救急資器材及び薬剤の整備を進めます。救命率の向上を図るため、市民や在勤者などを対象とした救命講習会を実施します。
	4) 予防行政の推進	防火対象物及び危険物施設に対して、効率的・効果的な査察指導を実施し、防火安全対策の徹底を図ります。住宅火災による死傷者を最小限に抑えるため、住宅用火災警報器の全戸設置を目指し、設置状況の調査、普及活動を推進します。消防音楽隊の活動をはじめ、さまざまな啓発を行い、市民の防災意識の普及を図ります。
	5) 人材の育成、能力の向上	複雑多様化する災害に対応するためには、高度な技術と専門的知識が必要なことから、職員の知識と技術の向上を図るとともに、他機関への派遣教育を計画的に実施します。救急救命士を計画的に養成するとともに、救命処置拡大に伴い必要となる研修を医療機関などと連携して実施します。
	6) 消防団・自警消防団の活性化	消防団の活性化を図るため、訓練指導の実施により団員を育成するとともに、団員数の確保に努めます。災害発生時などに地域住民の安心・安全を守る自警消防団が、より機能的な活動ができるよう支援します。



主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
	消防車両整備事業		職員訓練講習事業	
	消防緊急通信指令システム更新事業		消防救急無線デジタル化事業	
	消防水利整備事業		メディカルコントロール体制整備事業	
	消防団施設整備事業		自警消防団施設等整備事業	

用語

救急救命士／防火対象物／NBC 災害／メディカルコントロール体制 ⇒用語解説(P160～P173)へ

1. 支え合う安心・安全なまちづくり

1-3. 暮らしの安心・安全確保

1-3-4. 防犯

●市民安全課

現況と課題

市内の刑法犯認知件数は、平成16年をピークに年々減少しています(下グラフ参照)が、依然高い水準にあり、決して安心できる状況ではありません。また、振り込め詐欺やインターネットを使った犯罪が増加するなど、犯罪の傾向に変化が見られており、これらに対応した取り組みが必要です。☞施策1)・2)・3)・4)へ

犯罪を未然に防ぐためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という防犯意識を持つことが最も重要です。市民一人ひとりの防犯意識は徐々に向上しているものの、決して十分とはいええず、今後も地域コミュニティを強め、さらなる防犯意識の向上に努めていく必要があります。

☞施策1)へ

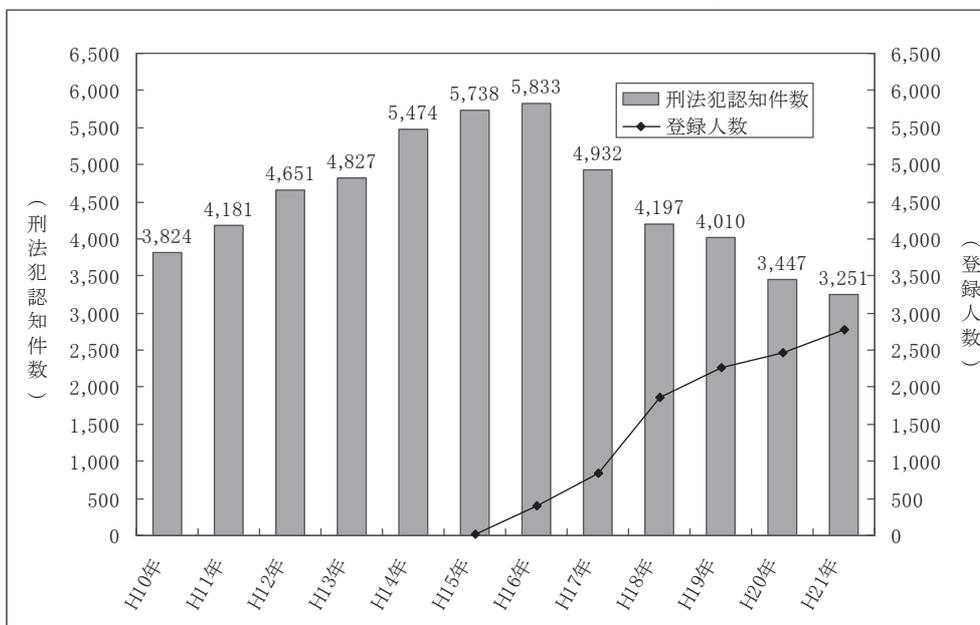
多くの地域で自主防犯ボランティア団体が組織(下グラフ参照)され、地域防犯活動が行われていますが、まだ市内全域に組織されていないため、設立を支援する必要があります。☞施策2)へ

地域防犯活動は、一時的なものではなく継続して実施することが重要であるため、形骸化を招かないよう、自発的な活動を継続するための支援が必要です。☞施策2)・3)へ

防犯活動を効果的に推進するためには、市民、学校、警察、行政などの関係団体が一体となって取り組む必要がありますが、今後は関係団体間の連携を強化することが課題です。☞施策3)へ

犯罪情報や防犯情報を迅速かつ効率的に市民に提供する仕組みづくりが重要な課題です。☞施策4)へ

■市内刑法犯認知件数と自主防犯ボランティア登録人数



[埼玉県警察本部・上尾市]

基本方針

市民一人ひとり、そして地域全体での防犯意識の向上に努めながら、自主防犯ボランティアの育成などにより効果的な地域防犯活動の推進、総合的な防犯体制の整備、そして効率的な防犯・犯罪情報の提供を進めます。



施策内容	1)防犯意識の高揚	広報誌やホームページの積極的な活用と、講演会や街頭キャンペーンの開催などにより、市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図り、地域全体の防犯意識と連帯意識の向上に努めます。
	2)自主防犯ボランティアの育成・支援	自主防犯ボランティア団体の設立と、効果的な地域防犯活動を支援します。 地域防犯活動が継続的に実施できるよう、自主防犯ボランティアの育成を図ります。
	3)防犯体制の整備	市民、学校、警察、行政及び関係団体の連携を強化し、総合的な防犯体制の整備を進めます。 防犯のための設備の整備について検討します。
	4)効率的な防犯・犯罪情報の提供	防犯・犯罪情報を迅速かつ効率的に市民に提供する仕組みを構築します。



主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
	地域防犯活動支援事業		防犯パトロール用品整備事業	
	防犯講演会開催事業			



自主防犯ボランティア活動

用語

刑法犯認知件数／自主防犯ボランティア団体 ⇒用語解説(P160～P173)へ

1. 支え合う安心・安全なまちづくり

1-3. 暮らしの安心・安全確保

1-3-5. 消費生活

●消費生活センター

現況と課題

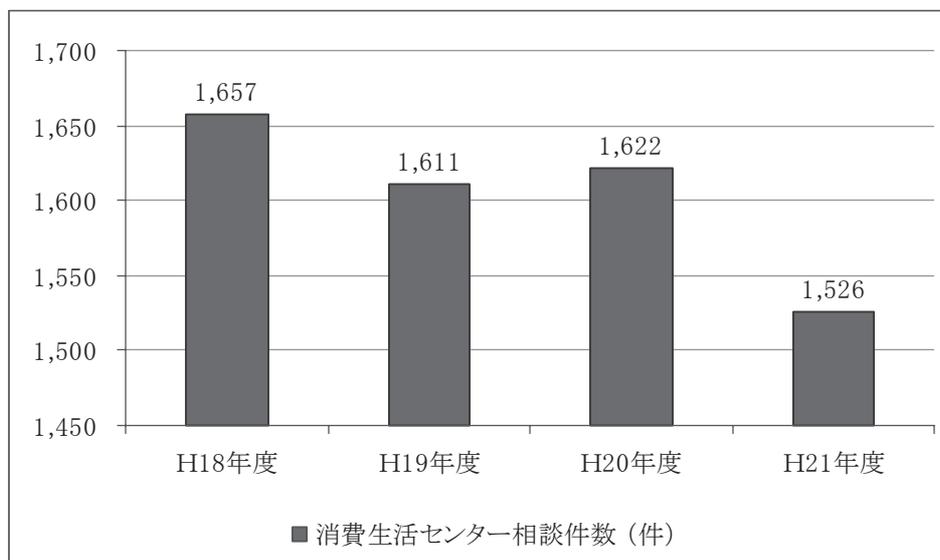
多様化する消費者被害に対応すべく、消費生活相談員による相談体制や、全国消費生活情報ネットワークシステムの活用及び消費者啓発により、早期解決と未然防止などに努めてきましたが、今後も一層の消費者保護の充実が求められています。☞施策1)へ

消費者の暮らしと健康・権利を守るために各分野で活動している諸団体が構成する「上尾市消費者団体連絡会」が、消費者の権利擁護のため講演会や上尾消費生活展への参加、消費者被害防止キャンペーン等を行っています。今後も新たな個別団体の参加や後継者の育成、消費者への意識啓発などが課題となります。☞施策2)へ

ごみ問題や地球規模で発生している環境問題に対しては、環境にやさしい消費のあり方や生活様式の意識啓発を含めた消費者の立場からの取り組みも必要とされています。☞施策2)・3)へ

消費者の安全と権利を守るため、今後も消費者教育や広報誌・市ホームページ活用による情報提供、警察や関係団体と協力した啓発活動などが必要です。☞施策3)へ

■消費生活センター相談件数



基本方針

消費者トラブルへの対応体制の強化や消費者団体の育成支援、消費生活情報の提供や意識啓発などにより、安全な消費生活の実現、消費者の暮らしと健康・権利の保護、賢い消費者としての自立の支援を進めていきます。



施策内容	1)消費者保護	製品などの欠陥・故障による事故やさまざまな悪質商法、インターネットの悪用等による消費者トラブルに対応するべく、相談体制の充実を図り、早期解決や未然防止ができるよう、安全な消費生活の実現に努めます。
	2)消費者団体支援	消費者の暮らしと健康・権利を守るために活動している消費者団体の支援・育成を図ります。
	3)情報提供・意識啓発	安全な消費生活を誰もが送れるよう、関係機関との連携による幅広い世代の市民を対象にした消費生活講座や講演会などを開催します。 広報誌、市ホームページの活用により消費生活に役立つ情報の提供を行い、消費者自らが、賢い消費者として自立できるよう支援します。 消費者団体や警察と協力し、悪質商法被害などを未然に防止する活動を実施します。



主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
	消費者相談事業		消費者意識啓発事業	
	消費者団体育成事業			



上尾市消費生活センター

用語

全国消費生活情報ネットワークシステム ⇒用語解説(P160～P173)へ

1. 支え合う安心・安全なまちづくり	目標指標
--------------------	------

施策の中項目	指標名	現況値	目標値 (H27 年度)	備考
1-1. 人権の尊重	あげおヒューマンライツミーティング 21 の参加者数	480 人	520 人	
	人権教育集会所事業の参加者数	383 人	400 人	
	審議会などの女性の登用率	24.6%	32.0%	
1-2. 社会保障の充実	就労支援プログラム参加者自立率	50.0%	60.0%	ISO9001 目標値
	国民健康保険特定健康診査受診率	36.1%	65.0%	
	胃がん検診受診率	3.9%	6.6%	
	肺がん・結核検診率	3.3%	7.0%	
1-3. 暮らしの安心・安全確保	交通事故件数	4,738 件	4,100 件	人身・物損件数の合計
	自主防災組織率	99.1%	100.0%	
	防火地域及び準防火地域指定面積	58.9ha	2,521.0ha	
	住宅の耐震化率	69.0%	90.0%	
	消防車両数(消防庁告示)	25 台	27 台	指揮車・救急車は各 1 台不足
	消防団員数(定数)	141 人	150 人	定数 163 人
	自主防犯ボランティア団体数	100 団体	140 団体	全事務区 + α
市内刑法犯認知件数	3,251 件	2,800 件		